

国民健康保険加入中に、妊娠された方は、一定期間保険額が減額されます！

令和6年1月から子育て世代の負担軽減・次世代育成支援のため、保険額の減額制度があります。



対象となる方・受付期間

- 出産予定となる国民健康保険被保険加入者が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険額の減額方法

- その年度に納める保険額の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

- ① 単胎妊娠の方は、産前産後期間相当分の所得割保険額と均等割保険額が年額から4か月減額されます。
- ② 多胎妊娠の方は、6ヶ月相当分が減額されます。

 …減額期間

- 次の課税免除届等を提出していただき、保険額が過納付となっていた場合、保険額を還付します。

届出に必要な書類

- ① 国民健康保険税 出産期間 課税免除届（役場にあります）
- ② 母子健康手帳

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。



届出先

飯島町役場 健康福祉課 保健医療係 TEL0265-86-3111（内線174）

保険額の問い合わせ

飯島町役場 住民税務課 税務係 TEL0265-86-3111（内線152）